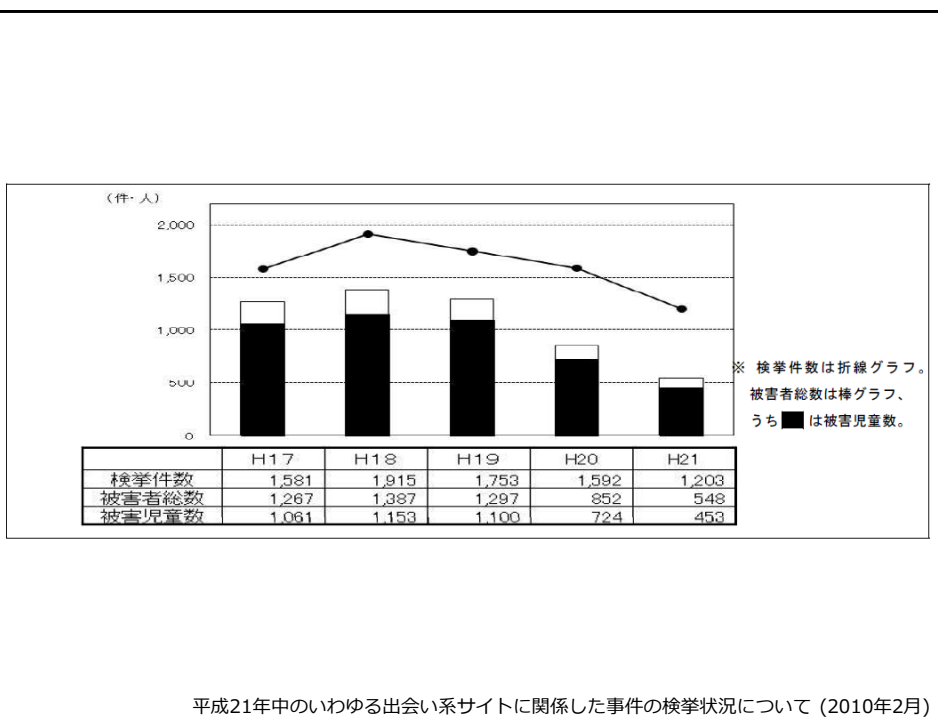


ケータイSNS等の 犯罪被害動向と業界の対策

2010年6月27日

安心な暮らしのための情報技術研究会
マイクロソフト 技術標準部 部長 楠 正憲
Masanori.kusunoki@microsoft.com



8 出会い系サイト以外のサイトに関係した事件の検挙状況等

| | 検挙件数 | 被害児童数 | | | 前年比 | |
|---------------|-------|-------|-----|-------|------|------|
| | | 女性 | 男性 | 合計 | | |
| 児童福祉法違反 | 59 | 53 | 0 | 53 | +33 | |
| 青少年保護育成条例違反 | 803 | 698 | 29 | 727 | +182 | |
| 児童買春・児童ポルノ法違反 | 児童買春 | 297 | 233 | 1 | 234 | +132 |
| | 児童ポルノ | 166 | 98 | 3 | 101 | -1 |
| 重要犯罪 | 殺人 | 1 | 1 | 0 | 1 | -1 |
| | 強盗 | 0 | 0 | 0 | 0 | ±0 |
| | 放火 | 0 | 0 | 0 | 0 | ±0 |
| | 強姦 | 13 | 14 | 0 | 14 | -1 |
| | 略取誘拐 | 2 | 2 | 0 | 2 | -2 |
| | 強制わせつ | 6 | 4 | 0 | 4 | +2 |
| 合計 | 1,347 | 1,103 | 33 | 1,136 | +344 | |

平成21年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について（2010年2月）

I CGMに関する検討についての概要

1

1. 現状と課題について

青少年による携帯電話からのインターネット利用が進む一方で、青少年のCGMサービス利用に伴う被害も増加。近年、特に青少年の福祉被害が増大し、社会問題となっている。

CGM (Consumer Generated Media) : 消費者生成メディア。代表的なものとして、mixi等に代表されるSNS。

2. 青少年保護に向けた取組について

(1) フィルタリングサービスの普及改善に向けた取組

携帯電話等のフィルタリングサービスの普及・改善が図られてきたところであるが、加入者数全体は増加しているものの、伸び率が減速しており、普及傾向に天井感が見られるため、さらなる取組が必要。

- ・利用者ニーズに応えたフィルタリングサービスの在り方について検討を進めることが求められる。
- ・いわゆる「親ケタイ」の利用実態を把握し、保護者の意識向上や、利用者情報の確認強化を進めていくことが望ましい。
- ・フィルタリングの安易な解除を抑制するため、解除申告を受け付ける際に、保護者に対する危険性の説明と明確な意思確認を行うプロセスの導入が求められる。加えて、保護者になりました子供による解除申告を防ぐための取組が求められる。

(2) 「ミニメール」の内容確認

（「ミニメール」：SNSの会員間で行われるメール類似のメッセージ交換サービス。）

SNSサイト内でのメッセージ交換である、いわゆる「ミニメール」を通じた児童被害は、青少年の未熟な判断力に起因するものが多く、事前事後の内容確認により被害防止につながることを期待。

- ・「ミニメール」の内容は、通信の秘密に該当するものであり、その内容を確認することは、通信の秘密を侵害に該当する。
- ・しかし、CGM運営者が内容確認を行うことについて、通信当事者たる利用者からの有効な同意がある場合には、実施可能。
- ・また、サービス提供に先立って、CGM運営者が通信当事者として加わる意味を明確に理解する環境を整え、利用者から明確な同意が得られる場合も、内容確認が可能。

(2)② 利用者の年齢認証の確実化

CGM運営者による機能制限等の前提となる利用者の年齢認証については、悪意のある成年が青少年と偽り、又は青少年が成年と偽ることにより機能制限等を免れるといった年齢認証に伴う弊害が指摘されており、年齢認証の確実化に向けた取組の強化が必要。そこで、CGM運営者のみの認証を補完するため、携帯電話事業者等が取得した年齢情報をCGM運営者が活用するための民間による自主的取組が望ましい。

➤ 携帯電話事業者等による年齢情報の「取得時」について

- ・携帯電話事業者等による利用者年齢情報の取得に際しては、情報の利用目的等について顧客に十分な説明を行うことが必要である。
- ・年齢情報の提供先主体の選定基準（適格性の判断基準）等の、明確化・透明化が望ましい。（例：顧客への年齢情報提供先の名称開示）
- ・年齢情報をCGM運営者に対して第三者提供する際には、同意を取得することが必要。その際、オプトインによる同意取得が望ましい。

➤ 携帯電話事業者等からCGM運営者への年齢情報の「提供時」について

- ・実際の提供先等、関係主体による取扱いの適切性が確保され、利用者が容易に知りうる状態にあることが期待される。
- ・年齢情報の粒度については、各CGM運営者の取組にとって必要最小限にとどめることが必要である。

➤ CGM運営者による年齢情報の「活用時」について

- ・年齢情報は利用者にとってセンシティブな情報の一つであり、サイト上における年齢情報の利用目的の明記や、プライバシーポリシーの改訂等の対策など、適正な取扱いや利用者周知の配慮が必要。

➤ 携帯電話事業者等とCGM運営者の役割分担について

- ①コスト負担 ②年齢情報の検証責任の所在 ③顧客対応の所在 ④利用目的、目的外利用の禁止 ⑤安全管理 ⑥適格性判断基準の遵守

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会第二次提言の概要（2010年5月）